

公益財団法人日本ソフトボール協会 定款

第1章 総 則

第 1 条 (名 称)

この法人は、公益財団法人日本ソフトボール協会と称し、外国に対しては Japan Softball Association (略称 JSA) と称する。

第 2 条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

第 3 条 (目 的)

この法人は、わが国におけるソフトボール界を統轄し、代表する団体として、ソフトボールの普及及び振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

第 4 条 (事 業)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ソフトボールの普及奨励及び競技力向上
- (2) ソフトボールに関する競技会の開催
- (3) ソフトボールに関する代表選手の選考ならびに派遣
- (4) ソフトボールに関する競技規則の制定
- (5) ソフトボール競技公認審判員、公式記録員及び指導者の認定ならびに養成
- (6) ソフトボール用品・用具の検定
- (7) 機関誌及び刊行物の発行
- (8) アンチ・ドーピングの普及
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 加盟団体

第 5 条 (加 盟)

次に掲げる団体で、この法人の趣旨に賛同するものは理事会及び評議員会に於いて、それぞれ理

事及び評議員の現在数の3分の2以上の同意を得て加盟団体となることができる。

- (1) 都道府県を単位とするソフトボールに関する団体
- (2) 全国的に組織されたソフトボールに関する団体
- (3) 特定のカテゴリーにおけるソフトボールを統括する団体

第 6 条 (資格喪失)

加盟団体は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 脱退
- (2) 加盟団体の解散
- (3) 除名

第 7 条 (脱 退)

加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事現在数の過半数の同意を得なければならない。

第 8 条 (除 名)

この法人は、本会の加盟団体として不相当と認められたときは、理事現在数及び評議員現在数のおおの4分の3以上の議決により会長がこれを除名することができる。

なお、この場合、その団体にあらかじめ通知するとともに、理事会及び評議員会において議決する前に、その団体に弁明の機会を与えなければならない。

第 9 条 (分担金)

加盟団体は、毎年別に定める分担金を6月末日までに納入しなければならない。

- 2 既納の分担金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第4章 資産及び会計

第 10 条 (基本財産)

この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、理事会及び評議員会の承認を経て定期預金とする等、確実な方法により保管し、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

第 11 条 (事業年度)

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 12 条（事業計画及び収支予算）

この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第 13 条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、定款とともに一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第 14 条（公益目的取得財産残額の算定）

会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第5章 評議員

第 15 条（評議員）

この法人に評議員47名以上55名以内を置く。

第 16 条 (評議員の選任及び解任)

評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体 (主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。) の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) 第 1 号又は第 2 号に該当する者の配偶者、3 親等内の親族、使用人 (過去に使用人となった者も含む。)

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者とこの法人及び役員等 (理事、監事及び評議員) との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
- (2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員 (2 人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の評議員) につき 2 人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第 7 項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

第 17 条 (評議員の任期)

評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

第 18 条 (評議員の報酬等)

評議員は、無報酬とする。

第 6 章 評議員会

第 19 条 (構 成)

評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

第 20 条 (権 限)

評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第 21 条 (開 催)

評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、2 月及び必要がある場合に開催する。

第 22 条 (招 集)

評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会の議長は、開催時出席評議員の中から評議員会において決定する。

第 23 条 (決 議)

評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第24条（議事録）

評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席者の代表2名以上が記名押印する。

第7章 役員

第25条（役員の設定）

この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上25名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とする。

3 会長以外の理事のうち、3名以内を副会長、1名を専務理事、8名以内を常務理事とし、法人法上の業務執行理事とする。

第26条（役員を選任）

理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

第27条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

第28条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第29条（役員任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会

の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第30条（役員解任）

理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 前項について評議員会において決議する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

第31条（役員報酬等）

理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第32条（名誉会長、顧問、参与）

この法人には、名誉会長、顧問、参与を若干名置くことができる。その任期は2年とし、再任を妨げない。

2 名誉会長は、理事会及び評議員会の推薦に基づき会長が委嘱する。名誉会長は、この法人の重要事項について、会長に意見を述べることができる。

3 顧問は、この法人の会長または副会長であった者及びソフトボールに関する功労者のうちから、理事会及び評議員会で推薦し、会長が委嘱する。顧問は会長及び理事会の諮問に応ずる。

4 参与は、理事会及び評議員会で推薦し、会長が委嘱する。参与は理事会の諮問に応ずる。

5 名誉会長、顧問及び参与は無報酬とする。

第8章 理事会

第33条（構成）

理事会は、すべての理事をもって構成する。

第34条（権限）

理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

第 35 条 (招 集)

理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会の議長は会長とする。

第 36 条 (決 議)

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第 37 条 (議事録)

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 9 章 専門委員会

第 38 条 (専門委員会)

本会の業務遂行のために、理事会の決議を経て、各専門委員会を置くことができる。

第 39 条 (専門委員会の業務)

専門委員会は理事会の議決に基づき、所管事項の処理にあたる。

第 40 条 (委員の選任)

専門委員会には、委員長その他必要な委員を置く。

2 委員の選任は、理事会に諮り、会長が委嘱する。

第 41 条 (委員の任期)

専門委員会の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 42 条 (その他)

専門委員会について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第 10 章 事務局

第 43 条 (事務局)

この法人の事務を処理するため事務局を設け、事務局長その他必要な職員を置く。

2 事務局長及び重要な職員は、理事会の決議を経て会長が任免する。

3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

第44条 (定款の変更)

この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第16条についても適用する。

第45条 (解 散)

この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

第46条 (公益認定の取消し等に伴う贈与)

この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第47条 (残余財産の帰属)

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

第48条 (公告の方法)

この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の

解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 11 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は山崎拓とする。

4 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

副 会 長 尾崎正則 松山正治 土江和良

専務理事 笹田嘉雄

常務理事 三宅豊 豊嶋芳紀 鎌田恵雄 末廣善紀 鈴木征 大下秀男 宇津木妙子
高木英夫

理 事 山崎拓 尾崎正則 松山正治 土江和良 笹田嘉雄 三宅豊 豊嶋芳紀
鎌田恵雄 末廣善紀 鈴木征 大下秀男 宇津木妙子 高木英夫 寺村健人
鈴木始 高橋義明 竹島正隆 奥村紘史 高橋清生 藤原将倫 高橋伸次
鈴木充 山下義則

監 事 三浦忠二 中野義一 町田辰郎

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

神崎征治 沼澤憲三 佐々木茂雄 加藤正範 遠藤吉郎 小口修 長澤初男
須藤柰利 津久井晴夫 宮沢武 武藤幸政 扇原賢二 有山充剛 松山玲子
松田幸雄 山田隆夫 今村泰 飛田幸夫 古川信弘 小林丈夫 大野紀宏
内海信明 山本光法 鈴木忠司 服部辰夫 前川勝六 兵丹石進 分玉勝己
木下欣洋 丸山敏文 徳田博明 森原繁 東山直己 津江哲也 上田豊
三木寿夫 岡本哲夫 芝正 下田起義 伊藤喜一郎 玉利伸一 森優
矢野文男 栗林久 押川尚生 中村浩二 饒辺稔 逢坂秀樹 佐藤至貞
小山和幸

改訂履歴

平成 30 年 02 月 25 日	(第 31 条	「理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の」の削除)
平成 31 年 02 月 24 日	(第 2 条	「この法人は、…東京都新宿区に置く。」の変更)
令和 4 年 06 月 12 日	(第 5 条 (3) 追加)	

別表 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第10条関係）

財産種別	場所・物量等
定期預金	みずほ銀行 渋谷支店 300,000,000 円